

掛川市環境と調和のとれた再生可能エネルギー発電事業の促進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、環境と再生可能エネルギー発電事業との調和を図るために必要な事項を定めることにより、自然環境及び生活環境の保全並びに適正な再生可能エネルギー発電事業の促進を図り、もってエネルギー自給率の向上及び地球温暖化の防止に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 再生可能エネルギー発電設備 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再生可能エネルギー特措法」という。）第2条第2項の再生可能エネルギー発電設備をいう。
- (2) 再生可能エネルギー発電事業 次に掲げる事業をいう。
 - ア 再生可能エネルギー発電設備の設置（当該設置に伴う樹木の伐採及び土地の形質の変更その他の造成工事を含む。以下同じ。）に関する事業
 - イ 再生可能エネルギー発電設備を用いて発電する事業
- (3) 事業者 再生可能エネルギー発電事業を行う者をいう。
- (4) 事業区域 再生可能エネルギー発電設備を用いて発電する事業の用に供する土地の区域をいう。
- (5) 隣接所有者等 事業区域に隣接する土地又は当該土地の工作物の所有者、占有者又は管理者をいう。
- (6) 関係自治区 掛川市自治基本条例（平成24年掛川市条例第29号）第24条第1項の自治区であって、事業区域の全部又は一部をその区域に含むものをいう。
- (7) 関係地区 掛川市自治基本条例第24条第2項の地区であって、事業区域の全部又は一部をその区域に含むものをいう。
- (8) 市民等 市内に住所を有し、又は市内に通勤し、若しくは通学する者をいう。

(市の責務)

第3条 市は、第1条に定める目的を達成するため、この条例の適正かつ円滑な運用を図るよう必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市は、市内における再生可能エネルギー電気（再生可能エネルギー特措法第2条第1項の再生可能エネルギー電気をいう。）の利用促進に努めるものとする。
- 3 市は、教育活動、啓発活動等により、再生可能エネルギー発電事業に関する市民等の理解を深

めるよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、再生可能エネルギー発電事業の意義を認識し、関係法令を遵守した上で、自然環境及び生活環境の保全のために必要な措置を講ずるとともに、地域住民等に対して事業に係る計画の内容及び維持管理等の方法について十分な説明を行い、良好な関係を保つよう努めなければならない。

(土地所有者の責務)

第5条 事業区域に係る土地の所有者は、再生可能エネルギー発電事業の実施により、自然環境及び生活環境の保全に支障が生ずることのないよう、事業者と共同で事業区域を適切に管理しなければならない。

(市民等の責務)

第6条 市民等は、第1条に定める目的を達成するため、再生可能エネルギー発電事業の意義を理解し、市の施策及びこの条例に定める手続の実施に協力するよう努めなければならない。

(抑制区域)

第7条 市長は、環境と再生可能エネルギー発電事業との調和を図るため、特に必要があると認めるときは、次に掲げる事由のいずれかに該当する区域を再生可能エネルギー発電事業抑制区域(以下「抑制区域」という。)として指定することができる。

- (1) 豊かな自然環境が保たれており、貴重な地域資源として保全する必要があること。
- (2) 土砂災害その他自然災害が発生するおそれがあること。
- (3) 優れた景観として良好な状態を保全する必要があること。
- (4) 歴史的な特色を有していること。
- (5) その他再生可能エネルギー発電事業により周辺地域に著しい影響を及ぼすおそれがあること。

2 抑制区域の範囲は、規則で定める。

(適用除外)

第8条 次条から第16条までの規定は、次に掲げる再生可能エネルギー発電事業については、適用しない。

- (1) 定格出力(再生可能エネルギー発電設備の定格出力をいう。以下同じ。)が50キロワット未満の再生可能エネルギー発電事業
- (2) 建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号の建築物をいう。)の屋根、壁面又は屋上のいずれかに設置した再生可能エネルギー発電設備を用いて発電する再生可能エネルギー

ギー発電事業

(同意)

第9条 事業者は、市内において再生可能エネルギー発電事業を実施しようとするときは、市長に協議し、その同意を得なければならない。

2 市長は、前項の規定による協議があった場合において、当該協議に係る再生可能エネルギー発電事業（以下「当該事業」という。）が事業区域内の土地及びその周辺における自然環境及び生活環境の保全に支障を及ぼすおそれがないものとして規則で定める基準に適合すると認めるときは、同項の同意をするものとする。

3 前項の規定にかかわらず、市長は、第1項の規定による協議があった場合において、事業区域の全部又は一部が抑制区域内であるときは、当該事業の実施に関して関係自治区（定格出力が2,000キロワット以上の再生可能エネルギー発電事業である場合にあっては、関係地区。以下同じ。）と書面による合意がある場合に限り、同項の同意をすることができる。

4 市長は、第1項の同意をする場合において、必要であると認めるときは、この条例の目的を達成するため必要な限度において、条件を付することができる。

5 前各項の規定は、第2項又は第3項の規定により市長が同意した再生可能エネルギー発電事業の変更（規則で定める軽微な変更を除く。以下同じ。）をしようとするときについて準用する。

(協議の申出)

第10条 事業者は、前条第1項の規定により市長に協議をしようとするときは、規則で定めるところにより、再生可能エネルギー発電設備の設置に関する事業に係る工事に着手しようとする日の60日前までに市長に申し出なければならない。

2 前項の規定は、前条第5項において準用する同条第1項の規定による協議について準用する。この場合において、前項中「前条第1項」とあるのは「前条第5項において準用する同条第1項」と、「再生可能エネルギー発電設備の設置に関する事業に係る工事に着手しようとする日の60日前まで」とあるのは「変更事由が生じた日から起算して7日を経過した日まで」と読み替えるものとする。

(関係自治区等への周知)

第11条 事業者は、市内において再生可能エネルギー発電事業を実施し、又は再生可能エネルギー発電事業の変更をしようとするときは、前条の規定による申出に先立ち、関係自治区及び隣接所有者等（次項において「関係自治区等」という。）に対し、当該再生可能エネルギー発電事業の内容について、説明会の開催その他の方法（次項において「説明会等」という。）により周知を図ら

なければならない。

- 2 事業者は、説明会等の実施に当たって、当該再生可能エネルギー発電事業について、関係自治区等の理解が得られるよう努めなければならない。

(工事開始等の届出)

第12条 事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 再生可能エネルギー発電設備の設置に関する事業に係る工事に着手するとき。
- (2) 再生可能エネルギー発電設備を用いて発電する事業を開始するとき。
- (3) 再生可能エネルギー発電設備を用いて発電する事業を終了するとき。
- (4) 再生可能エネルギー発電設備の撤去に係る工事に着手するとき。
- (5) 再生可能エネルギー発電設備の撤去に係る工事が完了したとき。

(維持管理)

第13条 事業者は、再生可能エネルギー発電設備及び事業区域内の土地を適切に管理しなければならない。

- 2 事業者は、自然災害又は人為的災害により、再生可能エネルギー発電設備、事業区域内の土地又はその周辺に被害が発生するおそれがあり、又は発生したときは、直ちに必要な対策を講ずるとともに、市長及び関係自治区に報告しなければならない。

(報告の徴収等)

第14条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、再生可能エネルギー発電事業に関し必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、事業区域、事業者の事務所その他必要な場所に立ち入り、当該事業に関し質問させ、若しくは書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、事業者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指導、助言及び勧告)

第15条 市長は、自然環境又は生活環境の保全を図るために必要があると認めるときは、事業者に対し、必要な措置を講ずるよう指導し、又は助言することができる。

- 2 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該事業者に対し、相当の

期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

- (1) 第9条第1項の規定による同意を得ずに再生可能エネルギー発電事業に着手したとき。
- (2) 第10条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出をせず、又は虚偽の申出をしたとき。
- (3) 第12条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (4) 前条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
- (5) 前項の規定による指導又は助言に正当な理由なく従わなかったとき。

（公表）

第16条 市長は、前条第2項の規定による勧告を受けた事業者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その旨及び次に掲げる事項を公表することができる。

- (1) 当該勧告を受けた事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 当該勧告に係る再生可能エネルギー発電設備を用いて発電する事業の用に供する土地の地番
- (3) 当該勧告の内容及びこれに対する当該勧告を受けた事業者の対応の内容

2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、当該公表の対象となる事業者にもその理由を通知しなければならない。

（委任）

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第9条から第12条まで（同条第3号から第5号までを除く。）の規定は、この条例の施行の日以後に着手する再生可能エネルギー発電設備の設置に関する事業について適用する。